

## ■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	G-1	所管部署	健康福祉部	高齢者支援課	高齢者支援係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	高齢福祉施設	小分類
施設名称	菽野センター				
所在地	あきる野市 雨間533-1			敷地面積(m <sup>2</sup> )	540.74
延床面積(m <sup>2</sup> )	368	構造	RC造	建築年度	平成6 経過年度 29

計画期間	令和6(2024)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置根拠法：老人福祉法、あきる野市高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理に関する条例</li> <li>・設置目的：自立して活動できる高齢者等に対して、高齢者生きがい活動支援通所事業を実施し、高齢者の心身機能の維持向上、社会的孤立感・閉じこもり・うつ等の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を抑制することを目的とする。</li> <li>・対象：介護を必要としない高齢者</li> <li>・内容：高齢者生きがい活動支援通所事業（レクリエーションや日常動作訓練等）</li> </ul>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数の傾向は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の影響もあるが、超高齢社会による純粋な対象者増もあり、増加傾向にある。</li> </ul>
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現のための地域包括ケアシステムを構成する要素として、当該施設は重要である。</li> <li>・前述のとおり、超高齢社会による対象者増加傾向により、縮削減の余地はないと考えられる。</li> </ul>
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所事業の新規利用者が少ない。超高齢社会の最中、現状の施設数で今後増加するかもしれない需要（ニーズ種別）にどのように対応していくのか不明である。</li> <li>・介護職の担い手が少なく、事業の継続性に不安がある。</li> <li>・指定管理制度下において、通所事業の定員に空きがあり、利用料金収入と施設管理経費等のバランスが悪い。</li> <li>・受託業者が1社に限られており、状況利用者負担等、委託料設定等の検討も視野に入れる必要がある。</li> </ul>

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	現状維持							
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和6	建替え又は長寿命化改修	令和36	長寿命化後の建替え	令和56	(参考)建替え時築年数	80
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・介護を必要としない高齢者向け施設			
	需要傾向	利用需要変化なし				・高齢者の増加に伴い、今後需要が上昇することが予想されるが、現在のところ大幅な需要変化なし			
	規模適正度	規模適正				・定員超過による受入れ拒否などは発生していない			
	建物活用	多目的利用検討可能				・指定管理施設であり、他のサービスと複合化することが難しい			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される							
		設置目的と異なる使用状況あり							
		単独機能での建物利用が望ましい		○					
		賃貸借物件での運営も可能(市有物件での運営は必須ではない)							
利用圏域	その他			・日常生活圏域					
広域化可能性	検討不可			・市内高齢者の介護予防のための施設であることから検討していない					
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある(民間施設)			・介護を必要としない高齢者に対し、送迎、食事付きで生活指導・相談、趣味活動の提供を実施している施設はない					
	利用圏域に同種・類似施設がある(国・都・市施設)								
	利用圏域に同種・類似施設はない		○						
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4「みんなが支え合い、育て合うまち」(第4章第4節『高齢者が安心して生活できる福祉の充実』) 第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画							
	説明	第2次総合計画(重点施策)及び第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者のフレイル予防のために必要な施設である。							
⑧再編方針及び修繕・改修等の考え方	【再編方針】				【修繕・改修】				
	・高齢者福祉施設として一定の需要があり今後の需要増加が見込まれること、大規模改修及び建替え又は長寿命化改修の時期から、「現状維持」とする。				・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。				
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定実施内容・想定額			想定実施年度	想定実施内容・想定額			
					令和15年度まで	大規模改修予定※ ※個別施設計画では、令和6年度実施目安としているが、未実施のため			
⑩計画実行に当たっての留意事項	—			・築39年[令和15年度(2033年度)]までに大規模改修を実施するか、築45年[令和21年度(2039年度)]頃をめどに建替えるかの検討が必要。					
⑪計画実行後の課題	・庁内関係部署と連携しながら検討していくとともに、市民や関係機関との連携についても考慮する必要がある。 ・利用者等の意向に留意しつつ、規模等についても検討する必要がある。			—					